

上尾市児童館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月21日

上尾市長 畠山 稔

上尾市規則第42号

上尾市児童館管理規則の一部を改正する規則

上尾市児童館管理規則（平成12年上尾市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「（利用料金の減免の承認）」に改め、同条第1項中「条例第16条第1項の利用料金の減額又は免除」を「市長の承認」に、「定めるところによる」を「定めるところによりこれを行うものとする」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 心身障害者（児）団体が主催する行事を行うために利用する場合 2分の1に相当する額の減額の承認
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認める場合 2分の1に相当する額の減額又は免除の承認

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。